

令和7年12月18日

朝倉市長 林裕二様

公益社団法人 甘木朝倉法人会

会長 森山達巳

### 令和8年度税制改正要望事項

項目	課題
税及び財政健全化について	<p>従来から国及び地方の債務残高は増加傾向にあったところ、コロナ禍による財政支出の拡大により、国と地方を合わせた長期債務残高は令和7年度末で1,300兆円を超え国内総生産(GDP)の2.1倍の水準まで悪化する見通しとなっている。</p> <p>また、日本銀行が昨年3月にマイナス金利政策を解除し、金利が引き上げられたことにより将来的には税収増より国債の利払い費の方が増える事態も想定されている。</p> <p>財政の健全化を進めるにあたっては、未納税の解消、歳出の一体改革を進めることが重要である。歳入については、いわゆる「103万円の壁」の引上げ等の影響も勘案し、安易に税の自然増収を前提とすることなく、歳出については聖域を設けず着実に実行し改革をおこなっていくべきである。</p> <p>行政改革をおこなうにあたっては、まずは地方自治体及び議会が自ら身を削ることが重要である。</p>
地方の活性化	<p>人口減少が進む地方自治体が多い中、自治体における経済の活性化は重要な課題である。各自治体が経済を活性化するための施策を講じるとともに、地域経済の担い手である中小企業に対して支援をおこなっていくことは、雇用確保の面からも重要である。</p>
少子化対策	<p>我が国は先進国で最速のスピードで少子高齢化が進み、かつ人口が減少するという極めて深刻な構造問題を抱えている。</p> <p>社会保障給付費は膨らむ一方でその財源は人口減少に伴い縮小する中、将来的には社会保険料や医療保険料等の負担が拡大し、減税されても実質的な負担は増加することも見込まれる。</p> <p>租税及び社会保障を一体的に検討し、少子化対策に逆行しない社会保障制度や税制措置が望まれる。</p>
法人税	<p>中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すること。それとともに現在の所得金額の上限である800万円を1,600万円程度に引き上げることが望ましい。</p> <p>中小企業の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措</p>

	<p>置については、物価が上昇していること等を踏まえ、取得価額要件を 30 万円未満から 50 万円未満に引き上げるとともに、損金算入の上限(現行 300 万円)を撤廃すること。また、複雑な減価償却制度を簡素化する観点から、一括償却制度を廃止し、上記中小企業の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置を恒久化し、償却資産税の申告も不要とすること。</p> <p>役員給与について、原則損金不算入としている法人税法第 34 条を改正し、原則損金算入とすること。</p>
所得税	<p>令和 7 年改正では基礎控除や給与所得控除の最低保障額の引き上げ、特定親族特別控除の創設等が行われたが、控除制度が複雑であり、源泉徴収や年末調整を行う企業の事務負担が増大している。今後も各種控除は適時に見直されることとなっているが、企業の事務負担等に配慮した簡素な制度とすること。</p> <p>個人事業主についても、少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、物価が上昇していること等を踏まえ、取得価額要件を 30 万円未満から 50 万円未満に引き上げるとともに、損金算入の上限(現行 300 万円)を撤廃すること。また、複雑な減価償却制度を簡素化する観点から、一括償却制度を廃止し、上記中小企業の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置を恒久化し、償却資産税の申告も不要とすること。</p>
消費税	<p>消費税の各種届出書の提出は、消費税の申告・納付上、納税者にとって重要な事項であるが、その提出の失念により納税者が思わぬ不利益を被ることがあり、また、慎重な判断が必要な場合もあることから、前課税期間の消費税の確定申告書の提出期限（現行は課税期間の開始日の前日）まで延長すること。</p> <p>消費税は預り金的な性格でありながら、これを一括で支払う際には資金的に大きな負担を強いられる。滞納が増加する傾向にある現状においては、納税を習慣化して資金繰りや納期管理をしやすくすることが望まれる。そのため、中間申告の回数が 11 回(毎月)となる事業者の対象を直前の課税期間の消費税額 4,800 万円(地方消費税込みで 6,153 万 8400 円)超から 60 万円(同 76 万 9200 円)超に引き下げ、これを原則とするべきである。</p>
固定資産税	<p>固定資産税は賦課課税方式であるが、制度に対する納税者の不信感が一部見受けられる。そのため、以下のような検討が図られるべきである。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す。</li> <li>(2) 家屋の評価に当たっては築年数に応じた評価に見直す。</li> <li>(3) 固定資産税の免税点については、1 市町村内において土地</li> </ol>

	<p>が 30 万円未満、建物が 20 万円未満となっているが、平成 3 年以後改定されていないため物価動向を勘案し引き上げる。</p> <p>(4) 償却資産に係る固定資産税については、納税者の事務負担軽減の観点から、申告対象外を中小企業の少額減価償却資産（30 万円）まで拡大する。また課税期日を法人については事業年度末日に合わせる。</p> <p>(5) 土地の評価については公示価格、基準地価、路線価など基準統一を図るべきである。</p>
相続税・贈与税	<p>保険金・死亡退職金の非課税限度額（500 万円×法定相続人の数）については、昭和 63 年度の税制改正で定められたものであり、相当期間経過していることから、それぞれ 1,000 万円×法定相続人の数 に引き上げること。</p> <p>現在、一般事業承継と特例事業承継が並立している制度について、10 年間の特例とされている特例事業承継制度を恒久的制度とし、一般事業承継制度を廃止すること。</p>
印紙税	<p>紙文書を前提とした印紙税は、近年の電子化・ペーパーレス化の進展に対応しきれておらず電子文書には課税されないため、同じ取引なのに紙か電子かで税負担が変わるのは不公平であるから、これを廃止すること。</p>
事業所税	<p>事業所税については大きな負担となっており、自社所有物件であれば固定資産税との二重課税となることから、これを廃止すること。</p>
申告書等各種書式の統一	<p>事務効率化のため地方税の申告書・納付書の様式統一を図るべきである。</p>
欠損金繰戻し還付制度等	<p>法人税と同様に住民税・事業税にも欠損金繰戻し還付制度を創設すること。また地方税にも延納税制度を設けること。</p>
その他（租税教育の充実）	<p>国や地方の将来を担う子供たちに、租税の重要性を教育することは非常に重要である。納税意識の向上や税務知識の向上を図るためにも、学校教育はもとより、社会全体で租税教育に取り組む必要がある。</p>

以上

令和7年12月18日

朝倉市議会議長 小島清人様

公益社団法人 甘木朝倉法人会

会長 森山 達巳

### 令和8年度税制改正要望事項

項 目	課 題
税及び財政健全化について	<p>従来から国及び地方の債務残高は増加傾向にあったところ、コロナ禍による財政支出の拡大により、国と地方を合わせた長期債務残高は令和7年度末で1,300兆円を超え国内総生産(GDP)の2.1倍の水準まで悪化する見通しとなっている。</p> <p>また、日本銀行が昨年3月にマイナス金利政策を解除し、金利が引き上げられたことにより将来的には税収増より国債の利払い費の方が増える事態も想定されている。</p> <p>財政の健全化を進めるにあたっては、未納税の解消、歳出の一体改革を進めることが重要である。歳入については、いわゆる「103万円の壁」の引上げ等の影響も勘案し、安易に税の自然増収を前提とすることなく、歳出については聖域を設けず着実に実行し改革をおこなっていくべきである。</p> <p>行政改革をおこなうにあたっては、まずは地方自治体及び議会が自ら身を削ることが重要である。</p>
地方の活性化	<p>人口減少が進む地方自治体が多い中、自治体における経済の活性化は重要な課題である。各自治体が経済を活性化するための施策を講じるとともに、地域経済の担い手である中小企業に対して支援をおこなっていくことは、雇用確保の面からも重要である。</p>
少子化対策	<p>我が国は先進国で最速のスピードで少子高齢化が進み、かつ人口が減少するという極めて深刻な構造問題を抱えている。社会保障給付費は膨らむ一方でその財源は人口減少に伴い縮小する中、将来的には社会保険料や医療保険料等の負担が拡大し、減税されても実質的な負担は増加することも見込まれる。</p> <p>租税及び社会保障を一体的に検討し、少子化対策に逆行しない社会保障制度や税制措置が望まれる。</p>
法人税	<p>中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すること。それとともに現在の所得金額の上限である800万円を1,600万円程度に引き上げることが望ましい。</p> <p>中小企業の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措</p>

	<p>置については、物価が上昇していること等を踏まえ、取得価額要件を 30 万円未満から 50 万円未満に引き上げるとともに、損金算入の上限(現行 300 万円)を撤廃すること。また、複雑な減価償却制度を簡素化する観点から、一括償却制度を廃止し、上記中小企業の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置を恒久化し、償却資産税の申告も不要とすること。</p> <p>役員給与について、原則損金不算入としている法人税法第 34 条を改正し、原則損金算入とすること。</p>
所得税	<p>令和 7 年改正では基礎控除や給与所得控除の最低保障額の引き上げ、特定親族特別控除の創設等が行われたが、控除制度が複雑であり、源泉徴収や年末調整を行う企業の事務負担が増大している。今後も各種控除は適時に見直されることとなっているが、企業の事務負担等に配慮した簡素な制度とすること。</p> <p>個人事業主についても、少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、物価が上昇していること等を踏まえ、取得価額要件を 30 万円未満から 50 万円未満に引き上げるとともに、損金算入の上限(現行 300 万円)を撤廃すること。また、複雑な減価償却制度を簡素化する観点から、一括償却制度を廃止し、上記中小企業の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置を恒久化し、償却資産税の申告も不要とすること。</p>
消費税	<p>消費税の各種届出書の提出は、消費税の申告・納付上、納税者にとって重要な事項であるが、その提出の失念により納税者が思わぬ不利益を被ることがあり、また、慎重な判断が必要な場合もあることから、前課税期間の消費税の確定申告書の提出期限(現行は課税期間の開始日の前日)まで延長すること。</p> <p>消費税は預り金的な性格でありながら、これを一括で支払う際には資金的に大きな負担を強いられる。滞納が増加する傾向にある現状においては、納税を習慣化して資金繰りや納期管理をしやすくすることが望まれる。そのため、中間申告の回数が 11 回(毎月)となる事業者の対象を直前の課税期間の消費税額 4,800 万円(地方消費税込みで 6,153 万 8400 円)超から 60 万円(同 76 万 9200 円)超に引き下げ、これを原則とするべきである。</p>
固定資産税	<p>固定資産税は賦課課税方式であるが、制度に対する納税者の不信感が一部見受けられる。そのため、以下のような検討が図られるべきである。</p> <p>(1) 商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す。</p> <p>(2) 家屋の評価に当たっては築年数に応じた評価に見直す。</p> <p>(3) 固定資産税の免税点については、1 市町村内において土地</p>

	<p>が 30 万円未満、建物が 20 万円未満となっているが、平成 3 年以後改定されていないため物価動向を勘案し引き上げる。</p> <p>(4) 償却資産に係る固定資産税については、納税者の事務負担軽減の観点から、申告対象外を中小企業の少額減価償却資産（30 万円）まで拡大する。また課税期日を法人については事業年度末日に合わせる。</p> <p>(5) 土地の評価については公示価格、基準地価、路線価など基準統一を図るべきである。</p>
相続税・贈与税	<p>保険金・死亡退職金の非課税限度額（500 万円×法定相続人の数）については、昭和 63 年度の税制改正で定められたものであり、相当期間経過していることから、それぞれ 1,000 万円×法定相続人の数 に引き上げること。</p> <p>現在、一般事業承継と特例事業承継が並立している制度について、10 年間の特例とされている特例事業承継制度を恒久的制度とし、一般事業承継制度を廃止すること。</p>
印紙税	<p>紙文書を前提とした印紙税は、近年の電子化・ペーパーレス化の進展に対応しきれておらず電子文書には課税されないため、同じ取引なのに紙か電子かで税負担が変わるのは不公平であるから、これを廃止すること。</p>
事業所税	<p>事業所税については大きな負担となっており、自社所有物件であれば固定資産税との二重課税となることから、これを廃止すること。</p>
申告書等各種書式の統一	<p>事務効率化のため地方税の申告書・納付書の様式統一を図るべきである。</p>
欠損金繰戻し還付制度等	<p>法人税と同様に住民税・事業税にも欠損金繰戻し還付制度を創設すること。また地方税にも延納税制度を設けること。</p>
その他（租税教育の充実）	<p>国や地方の将来を担う子供たちに、租税の重要性を教育することは非常に重要である。納税意識の向上や税務知識の向上を図るためにも、学校教育はもとより、社会全体で租税教育に取り組む必要がある。</p>

以上